

別紙Ⅰ

令和 年 月 日

申込書

宝塚市長 あて

末広中央公園清涼飲料水自動販売機設置事業者募集要項の各条項を承知の上、次のとおり申しあげます。

なお、市ホームページに決定金額及び設置事業者であることを掲載することに同意します。

(〒 -)

住 所

氏 名 (法人名及び代表者名)

印

(担当責任者)

所 属

職・氏名

電話

FAX

メールアドレス

I. 応募物件

物件番号	設置施設	設置場所	台数
I、2	宝塚市末広中央公園	西側倉庫裏	2台

2 添付書類

募集要項参照

価 格 提 案 書

宝塚市長あて

法人名

所在地 _____

代表者

氏 名 _____ 印

募集要項の内容を承知の上、価格提案します。

物件番号	設置施設	設 置 場 所	台数
1、2	宝塚市末広中央公園	西側倉庫裏	2台

価 格

												円
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

- 注 1 金額はアラビア数字1、2、3・・とし、数字の頭に¥マークを入れること。
2 黒又は青のボールペンを使用すること。
3 代表者の印鑑は、申込書に押印した印鑑を使用すること。
4 価格は1年間の使用料（税込）を金額で記入すること。

誓 約 書

末広中央公園清涼飲料水自動販売機設置事業者の募集に参加するにあたり、下記の事項を誓約します。

- 1 末広中央公園清涼飲料水自動販売機設置事業者募集要項の内容をすべて承知しています。
- 2 自動販売機設置に伴う使用許可を受ける内容、状況を把握しています。
- 3 末広中央公園清涼飲料水自動販売機設置事業者募集要項における応募資格の内容をすべて満たしています。

令和 年 月 日

宝塚市長あて

住所

〒 —

氏名（法人名及び代表者名）

印

質問書

令和 年 月 日

宝塚市長 あて

法人名

住所

担当者

連絡先

次のとおり質問します。

	質問内容
1	
2	
3	

※1 質問書は、メールにより公園河川課へ提出してください。

メールアドレス m-takarazuka0086@city.takarazuka.lg.jp

※2 質問に対する回答（質問回答書）は、市のホームページにてお知らせします。

法第5条関係(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)、法第6条・条例第9条関係(都市公園の占用の許可)

公園占用
公園施設設置 許可申請書兼許可書
公園施設管理

年 月 日

宝塚市長様

申請者 住所(所在地)

団体名

氏名

担当者 住所(所在地)

団体名

氏名

TEL
FAX

都市公園法第5条・第6条の規定により、次のとおり許可【新規・継続・変更】を申請します。

公園名		場所	
目的及び内容			
期間	自 年 月 日	～	至 年 月 日
工期	自 年 月 日	～	至 年 月 日
占用等の 物件の種類・数量・構造 (添付資料)	1.位置図 2.平面図 3.構造図 4.写真 5.帰属書 6.その他 ※帰属のない場合、5は不要		
工事方法			
管理办法	1.自主管理 2.()		
復旧方法	1.現状復旧 2.()		
※使用料	金	円・減額	金

※宝塚市指令 宝公河第 号

上記の申請について下記の条件を付けて許可します。

令和 年(年) 月 日

宝塚市長 森臨太郎 印

記

- 1 都市公園法及び同法施行令並びに宝塚市都市公園条例及び同条例施行規則、その他法令を遵守すること。
- 2 許可なく目的外の用途に供してはならない。
- 3 既納の使用料は市条例により原則として返付しない。
- 4 使用等の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。
- 5 公園施設を滅失、損傷、又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。
- 6 許可期間中であっても市が必要とするとき、又は許可条件に違反したときは許可を取り消すことができる。
- 7 使用者等は、自己の費用をもって許可物件を原状に回復し、許可期間満了と同時に市に返還しなければならない。
- 8 使用者等が市又は第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決しなければならない。
- 9 関係自治会と調整を図ること。
- 10 土地の異動を伴う場合は、完了後直ちに所有者の移転登記を行うこと。
- 11 申請者が宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第6号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者であることが判明した場合は、許可を取り消す。また、暴力団の排除を図るため必要があるときは、市長が兵庫県宝塚警察署長に照会することがある。

特記事項

- 1 ※の欄には記入しないこと。
 2 この申請書及び添付図書は使用等の期日前7日から30日までの間に各2部を提出すること。
 (教示) この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から3月以内に宝塚市長に対して審査請求をするか、又はこの決定のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に宝塚市を被告として(訴訟において宝塚市を代表する者は宝塚市長となります。)、この決定の取り消しの訴え提起することができます。
 なお、この決定の日から起算して1年を経過すると、審査請求及びこの決定の取消しの訴えのいずれもすることができなくなります。

物件明細書

別紙6

公募番号

1,2

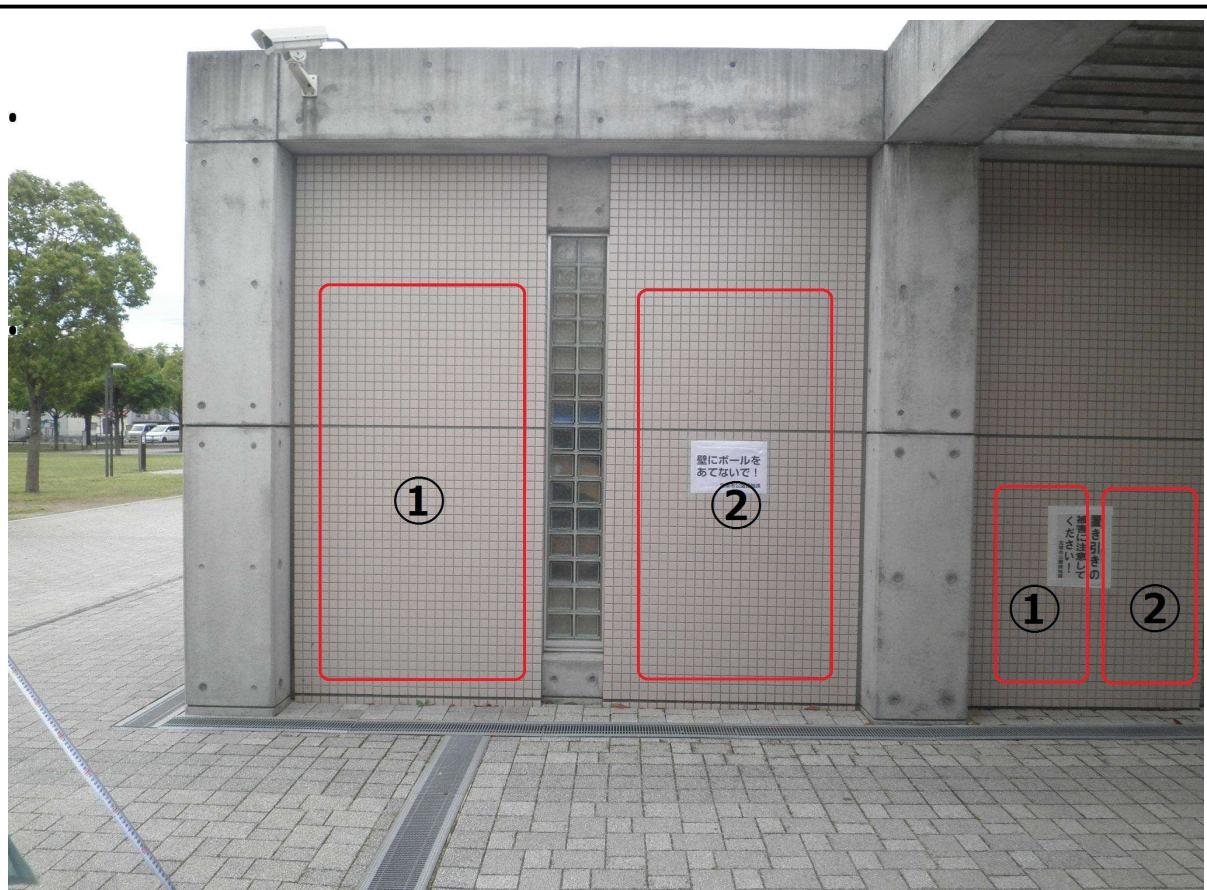
当該物件の情報及び問合せ先

所在地	兵庫県宝塚市末広町	
設置場所	宝塚市末広中央公園	
設置場所詳細	公園西側倉庫裏	
1日の公園利用者数	約500人	
設置台数・スペース	1台あたり 本体+回収BOX=2.0m ²	計 2 台

設 置 条 件

(1)	設置状況	屋外
(2)	設置機種	省エネ・ノンフロンヒートポンプ対応機 災害救助ベンダー型
(3)	販売種別	ビン・カン・ペットボトル・紙パック密閉容器
(4)	販売品目	一般的な清涼飲料水、お茶・ジュース類・コーヒー等
(5)	販売価格の指定	販売小売価格以内

自動販売機配置図



※現在の設置事業者により 2 台設置中